

制定日 平成24年 7月27日
改定日 令和7年 1月 1日

大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年度大阪市規則第7号。以下「市交付規則」という。）に定めるもののほか、大阪市高齢者入浴利用料割引事業（以下「対象事業」という。）に関する補助金の交付に係る申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、対象事業を実施する公衆浴場に対して、補助金を交付することにより、高齢者が利用しやすい入浴機会を設け、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助とともに、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象事業)

第3条 この補助金は、本市の区域内に住所を有する70歳以上の者を対象に、月2回、1人1回あたり190円以上の入浴利用料の割引を実施する事業を対象とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、大阪市区域内において業として公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けている公衆浴場であって、公衆浴場入浴利用料金の統制額の指定に関する省令（昭和32年9月12日厚生省令第38号）の適用のあるものに限る。）を経営する者とする。

(補助対象経費及び上限額)

第5条 補助金の交付対象経費及び上限額は、次のとおりとする。ただし、第一号を除き、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

(1) 入浴利用料割引事業費

対象者の利用料金1人1回につき95円を上限とし予算の定める範囲内の額を交付する。

(2) 事業周知費

浴場事業者が実施する、対象事業にかかる事業周知経費の1/2と750円を比較して、いずれか少ないほうの額とし予算の定める範囲内の額を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 この要綱に基づく補助金の交付申請をしようとするものは、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付申請書」(別紙様式1号)に事業計画書(事業広告方法及び事業効果測定方法を明記すること。)を添えて、事業開始前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付決定をしたときは、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付決定通知書」(別紙様式2号)により、補助金の交付申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、その理由を付して、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金不交付決定通知書」(別紙様式3号)により、補助金の交付申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから60日以内に、当該申請にかかる補助金の交付決定または交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は市交付規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金申請取下書」(別紙様式4号)により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して、10日以内とする。

(補助金の交付の時期)

第9条 補助金の交付は、第14条に規定されている実績報告書の審査後、補助事業者の請求書(本市指定の書式)により、年2回の確定払いで交付する。

- 2 市長は、前項の規定による交付の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金変更承認申請書」(別紙様式5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金中止・廃止承認申請書」(別紙様式6号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める補助事業の内容等の変更とは、次のとおりとする。
 - (1) 浴場名の変更
 - (2) 浴場所在地の変更
 - (3) 浴場負担割引額の変更
 - (4) 事業実施期間
 - (5) 入浴利用料割引事業費の増額
- 3 市長は、第1項の規定による補助事業の内容等の変更を認める場合は、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金変更承認書」(別紙様式7号)により、補助事業の中止又は廃止を認める場

合は、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金中止・廃止承認決定通知書」(別紙様式8号)により、それぞれ速やかに通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第11条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書」(別紙様式9号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により、浴場事業者が補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に限り、補助金を交付することができる。
- 4 第6条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な執行)

- 第12条 補助事業者は補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

- 第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に対して質問させることができる。

(事業実績報告)

- 第14条 補助事業者は、半期ごとの補助事業が完了したとき(補助事業等が継続して行われている場合は各年度の末日)又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金実績報告書」(別紙様式10号)に市交付規則第14条に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 各月の大阪市高齢者入浴利用料割引事業事務等取扱要領に規定する入浴利用料割引券の使用者数(以下「利用者数」という。)
- (2) 支出証拠書類(領収書及び利用者名簿等の利用者数の確認が取れる書類)

(補助金の額の確定等)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書(通年分)の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金額確定通知書」(別紙様式11号)により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

- 第16条 市交付規則第17条第3項による通知においては、市長は「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付決定取消通知書」(別紙様式12号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金等を他の用途に使用したとき
 - (2) 偽りその他不正な手段により交付を受けようとしたとき、又は受けたことが明らかになつたとき
 - (3) 補助金交付決定の内容に付した条件その他この要綱の規定に違反したとき
 - (4) 補助事業者が、政治的行為や法令又は公序良俗に反する活動を行つたとき
- 3 前項各号の規定による取消しを行つた場合は、第1項に準じて通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、第15条の通知を受けた日から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 第6条に規定する補助金の交付申請は、平成24年度に限り、この要綱の制定日前に実施した事業について申請することができるものとする。
- 3 第14条に規定する事業実績報告書の添付資料は、平成24年度に限り、この要綱による廃止前の大坂市高齢者入浴利用料割引事業交付金交付要綱（昭和18年4月1日制定）第14条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、様式については令和3年度の申請より適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日より施行する。

ただし、第5条第1項第2号及び第14条第2項第2号を削る改正規定並びに第14条第2項第1号及び様式第1号、様式第10号、様式第11号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定にかかわらず、令和6年12月以前の事業実績報告については、なお従前の例による。

様式第1号
年 月 日

大 阪 市 長 様

浴場所在地：
浴 場 名：
営業者氏名：

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱
第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金申請額

金 円 (下記の補助金積算額①+②)

内訳

入浴利用料割引事業費 円 × 人 = 円 (補助金積算額) ①

事業周知費 (ポスター等) 円 × 1 / 2 = 円 ※ 1

上記※2の金額と 750 円を比較して低いほうの額 = 円 (補助金積算額) ②

2 事業計画

別紙のとおり

別 紙

事 業 計 画 書

1 事業実施期間

実施期間： 年 月 ～ 年 月

2 現行の入浴料金及び対象事業における浴場負担の割引額

入浴利用料金：_____円
浴場割引金額：_____円
本市補助金額：_____円

高齢者の利用料金額= _____円

3 事業周知費にかかる収支予算書

区 分	項 目	金 額	備 考
收 入	大阪市補助金	円	事業周知費補助
	浴 場 負 担 金	円	
	收 入 合 計	円	
支 出	事 業 周 知 費	円	補助対象額は 1/2 補助上限 750 円
	支 出 合 計	円	

4 事業周知方法

5 事業効果測定方法

様式第2号
大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付額

金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助事業を変更、中止、廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (3) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (4) 政治活動及び政治活動と疑われるような活動を行わないこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「市交付規則」という。）及び大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

- (1) 市交付規則第11条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

様式第3号
大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

様式第4号
年 月 日

大 阪 市 長 様

浴場所在地：
浴 場 名：
営業者氏名：

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて通知のありました大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金の交付決定については、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

年 月 日

2 取下げの理由

様式第5号
年 月 日

大 阪 市 長 様

浴場所在地：
浴 場 名：
営業者氏名：

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第6号
年 月 日

大 阪 市 長 様

浴場所在地：
浴 場 名：
営業者氏名：

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

様式第7号
大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金変更承認書

年 月 日付けで申請のありました大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金にかかる、事業の変更について、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第8号
大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金にかかる、事業の中止・廃止について、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

様式第9号
大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金については、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

様式第10号
年 月 日

大 阪 市 長 様

浴場所在地：
浴 場 名：
営業者氏名：

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定を受けた大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金の実績について、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実施期間

実施期間： 年 月 ～ 年 月

2 高齢者入浴利用料割引事業利用者数

_____ 人 × _____ 円 = _____ 円 (入浴利用料割引事業費)

3 事業周知費にかかる収支決算書

区分	項目	金額	備考
収 入	大阪市補助金	円	事業周知費補助
	浴 場 負 担 金	円	
	収 入 合 計	円	
支 出	事 業 周 知 費	円	補助対象額は 1/2 補助上限 750 円
	支 出 合 計	円	

4 添付資料

- (1) 各月の大阪市高齢者入浴利用料割引事業事務等取扱要領に規定する入浴利用料割引券の使用者数（以下「利用者数」という。）
- (2) 支出証拠書類（領収書及び利用者名簿等の利用者数の確認が取れる書類）

様式第11号
大福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金については、次のとおり補助金額が確定しましたので、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 確定金額 金 円

(内 訳)

(1) 入浴利用料割引事業費	円
(3) 事業周知費	円

様式第12号
大阪市指令福祉第号
年月日

様

大阪市長

年度 大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付決定取消通知書

年月日付け大阪市指令福祉第号にて交付決定しました大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので、大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により通知します。

記

1 取消の内容

2 取消の理由